

手話通訳者を派遣します

—神戸市意思疎通支援事業—

公的な制度で通訳をするので、秘密は守られます。安心してご利用ください。

○利用できる人

神戸市内に居住する聴覚障害者で、身体障害者手帳を所持する者

○利用できる内容

- ・ 社会生活上必要不可欠な用事
- ・ 1時間以内など、短い時間でも依頼できます。
- ・ 区役所には手話通訳がいますので、区役所に行くときの依頼は不要です。

【派遣事例】

医療

- ・ 病院
- ・ 健康診断等



教育

- ・ 保護者会
- ・ PTA 活動等



日常生活

- ・ 銀行や携帯ショップでの手続き等



司法

- ・ 裁判
- ・ 法律相談等



雇用

- ・ 職場での面談等



その他

- ・ 自治体の会議
- ・ 資格取得等

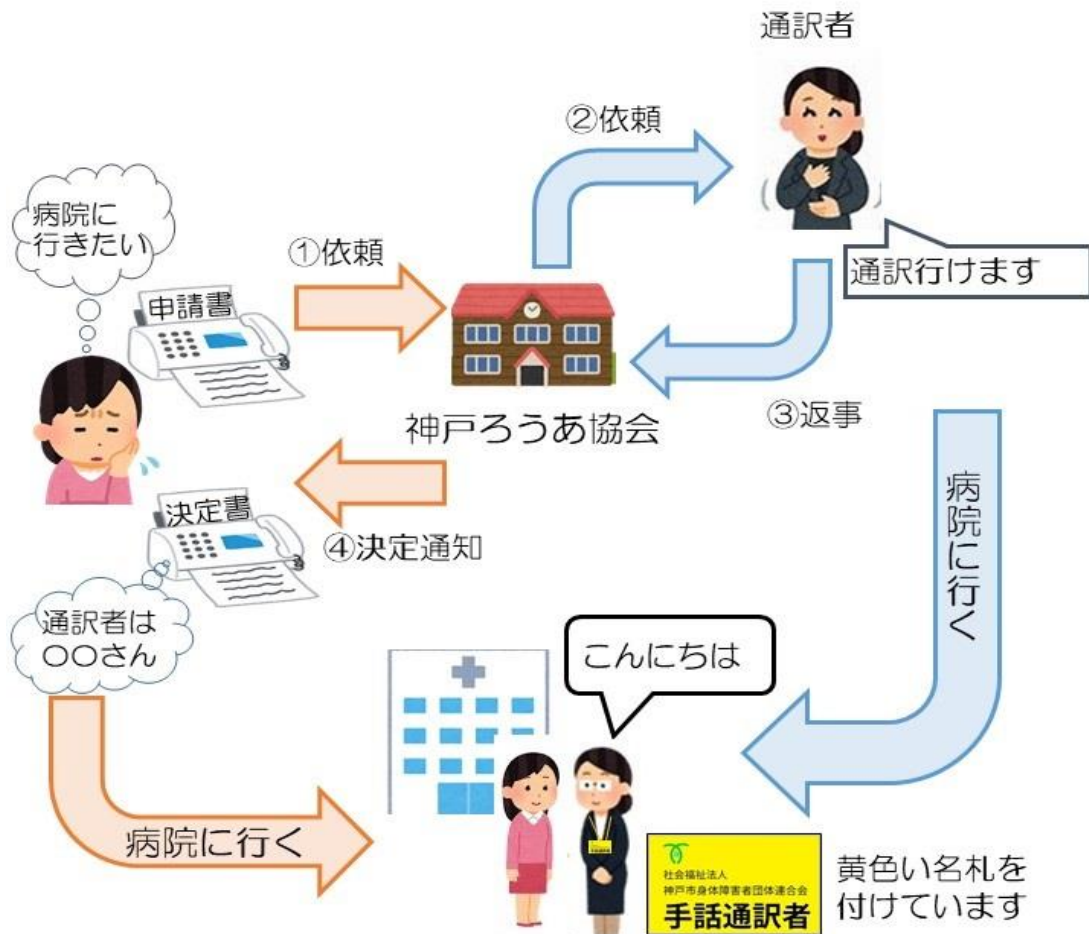


○費用

無料（手話通訳者への派遣費は、神戸市が負担します）

○申し込みの流れ

- 原則7日前までに申請書をFAXにてお送りください。ただし緊急の場合は当日でも受け付けます。
- 手話通訳者を指名することはできません。
- 特に配慮してほしいことや希望がある場合には、申請書の備考欄に書いてください。



事業委託 社会福祉法人神戸市身体障害者団体連合会
申込み・問合せ先 特定非営利活動法人神戸ろうあ協会

〒650-0016

神戸市中央区橘通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター2F

FAX: 078-371-3052

TEL: 078-371-3071

月～金 9:00～20:00 (受付19:50まで)

土・日・祝 9:00～17:00 (受付16:50時まで)

※閉館間際の依頼は調整が間に合わないことがあります。ご了承ください。